

みなと みた

2020 3
No.138

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ●2~9

36協定届は、新様式で／パートタイム・有期雇用労働法が施行されます／職場の「熱中症」を防ごう！／三田労働基準監督署管内における労働災害が急増しています！
／「新型コロナウイルスの影響による特別労働相談窓口」のお知らせ

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●10~11

最近の雇用失業情勢／雇用保険被保険者を雇用する事業主・雇用保険被保険者のみなさまへ／雇用保険 審査処理の迅速化にご協力ください

協会だより ●12~16

2020年新年賀詞交歓会のご報告／講習会等のご案内／2020年度定期総会開催のご案内／労働保険料の納付手続き完了のご報告／新入会員のご紹介／講習会報告／定期健康診断のご案内／2020年度講習会等予定表

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



36 協定届は、新様式で

中小企業でも 2020 年 4 月以後の期間の 36 協定は、新しい様式で届出してください。

- 1 時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36 協定届（様式第 9 号）を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい 36 協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間（1 年間に限る）	1 年の起算日	有効期間
対象期間における 1 日 1 か月 1 年 について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日		
時間外労働＋休日労働の合計が 月 100 時間未満 2～6 か月平均 80 時間以内 を満たすこと		

- 2 臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月 45 時間・年 360 時間）を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36 協定届（様式第 9 号の 2）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい 36 協定において協定する必要がある事項	
限度時間を超える場合	臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における ・ 1 か月の時間外労働＋休日労働の合計時間数（100 時間未満） ・ 1 年の時間外労働時間（720 時間以内）
	限度時間を超えることができる回数（年 6 回以内）
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続

様式のダウンロードはこちら ▶ 検索ワード：[労働基準関係主要様式](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

36協定届の記載例

(様式第9号 (第16条第1項関係))

◆ 36協定で締結した内容を協定期 (本様式) に転記して届け出てください。

- 36協定期 (本様式) を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
- 必要事項の記載があれば、協定期様式以外の形式でも届出できます。

◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆ (任意) の欄は、記載しなくても構いません。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことにより十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づき安全配慮義務を負います。

表面

様式第9号 (第16条第1項関係)	事業の種類 金属製品製造業	事業場 (工場、支店、営業所等) ごとに協定してください。 〇〇金属工業株式会社 〇〇工場	事業の種類 〇〇市〇〇町1-2-3	事業の所在地 (電話番号) (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3	協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日から1年間
労働者数 (満18歳以上の者)	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) 〇〇〇〇年4月1日
受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間
受注の不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間
受注の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間
月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間
棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	休日労働をさせる必要のある具体的事由	1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間における協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。
受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月1日	250時間
受注の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月1日	150時間
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	時間外労働をさせる必要のある具体的事由
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	休日労働をさせる必要のある具体的事由	休日労働をさせる必要のある具体的事由	休日労働をさせる必要のある具体的事由	休日労働をさせる必要のある具体的事由

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間における協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

事由は具体的に定めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスに手入力してください。

管理監督者は労働者代表に指定できません。協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

押印も必要です。

検査課主任 山田花子

工場長 田中太郎

署名

署名

氏名

氏名

労働者代表

事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法が 施行されます

正社員と非正規社員の間 の不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

改正のポイント

非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者^{※2}）について、以下の1～3を統一的に整備します。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)^{※3}の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1～3が整備されます。

※3 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

均衡待遇規定<法第8条> (不合理な待遇差の禁止)	①職務内容※4、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの
均等待遇規定<法第9条> (差別的取扱いの禁止)	①職務内容※4、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの ※4 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

- ① 均衡待遇規定について、個々の待遇※5ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>
※5 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など
- ② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>
- ③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、ガイドライン(指針)を策定。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	② × → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	③ × → ○	× → ○

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、**正社員との待遇差の内容や理由**などについて、事業主に対して**説明を求められることができるようになります。**

- ① 有期雇用労働者に対する、**雇用管理上の措置の内容及び待遇決定に際しての考慮事項**に関する**説明義務**を創設。<法第14条第1項、第2項>
- ② パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、正社員との間の**待遇差の内容・理由等を説明する義務**を創設。<法第14条第2項>
- ③ 説明を求めた労働者に対する**不利益取扱い禁止規定**を創設。<法第14条第3項>

【改正前→改正後】 ○：規定あり ×：規定なし

	パート	有期	派遣
雇用管理上の措置の内容及び待遇決定に際しての考慮事項の 説明義務 (雇入れ時)	○ → ○	① × → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項の 説明義務 (求めがあった場合)	○ → ○	② × → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由の 説明義務 (求めがあった場合)	× → ○	③ × → ○	× → ○
不利益取扱いの禁止	× → ○	× → ○	× → ○

※6 賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用など

職場の「熱中症」を防ごう!

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行きましょう～

平成31年(令和元年)の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は56人(令和2年2月3日現在の速報値)で、記録的な猛暑であった前年に比べ減少しました。業種別では、建設業が約24%を占め、そのほか警備業、陸上貨物運送事業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約9割は7月から8月にかけて発生していますが、5月以前にも発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行きましょう。



東京の熱中症による死傷者数の推移



月別の熱中症発生状況(平成26年～令和元年)



■平成31年(令和元年)に発生した熱中症の発生事例(東京)

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温(発生日最高気温)	休業見込日数等
7月10時	ビルメンテナンス業	マンション共用廊下でゴミの搬出作業をしている時に、脱水状態になり動けなくなり、救急搬送された。	27.3℃(29.0℃)	約2週間
8月14時	貨物自動車運送業	家庭ごみの収集作業中、体調不良のため車両で休憩をしていたが、痙攣等の症状が出たため救急搬送された。	27.9℃(27.9℃)	約3週間
8月19時	警備業	交通誘導警備作業終了後、具合が悪くなり、しばらくして痙攣が見られたので救急搬送された。	32.6℃(33.9℃)	約1か月
8月16時	建築工事業	2階屋根の板金張替え作業中、具合が悪くなったため、地上に降りたところ気を失い救急搬送された。	34.0℃(34.7℃)	約3か月

(参考)気温は、東京管区気象台(千代田区大手町)の値です。

熱中症とは 熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を発症した可能性があります。

Ⅰ度	めまい・失神 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。	重症度 小
	筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	
Ⅱ度	頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	大
Ⅲ度	意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触があります。	



4月中に実施しましょう！

暑さ指数（WBGT 値）の把握の準備		作業計画の策定など	設備対策・休憩場所の確保の検討
服装などの検討	教育研修の実施	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	緊急事態の措置の確認

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

① 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備（スポットクーラー等）を設置し、作業中適宜散水する。（通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。）
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすことができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

② 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。

③ 健康管理

- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

④ 労働衛生教育

- 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法③緊急時の処置④熱中症の事例についての労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急措置

少しでも異常がみられたら次の応急手当を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆水分と塩分を取らせる。
- ◆衣類をゆるめて（場合によっては、脱がせて）、体から熱への放散を助ける。
- ◆うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。

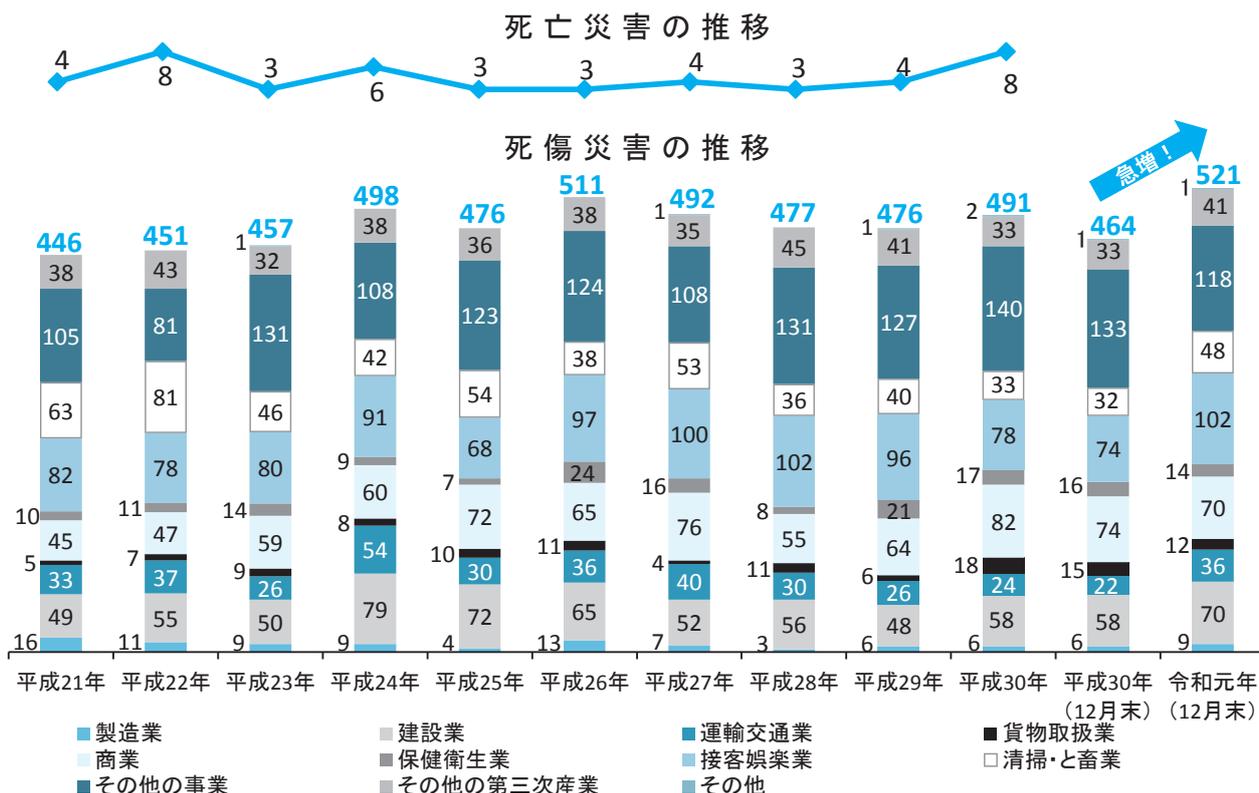
以上のことで、不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問い合わせください。

R2.2

三田労働基準監督署管内における労働災害が急増しています！

令和元年に発生した三田労働基準監督署管内の全業種における労働災害については、令和2年1月末現在で休業4日以上の死傷者数が521件（速報値）と前年同期（平成31年1月末）と比べて57人増加しており、憂慮すべき状況にあります。また、死亡災害については、3件発生し、その内訳は運輸交通業で1件、建設業で2件です。

このため、死亡災害の撲滅及び休業災害の減少に向けて、積極的な安全衛生管理活動を実施するなど、労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。



令和元年業種別事故の型別労働災害発生状況

事故の型 業種	型別労働災害発生状況															計		
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・転倒	激突され	巻き込まれ	はさまれ	こすれ	切れ	踏み抜き	物との接触	高温・低温の接触	有害物等との接触	感電		交通事故	無理な動作・無理な反動
製造業	4	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9
建設業	27	7	2	1	6	4	10	2	2	1	0	1	2	5	0	0	70	
運輸交通業	8	4	1	0	0	1	3	1	0	1	0	0	7	8	2	0	36	
貨物取扱業	2	0	6	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	12	
農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
商業	18	21	1	5	0	0	4	2	0	1	0	0	7	10	1	0	70	
金融・広告業	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	0	16	
映画・演劇業	4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8	
通信業	4	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	14	
教育・研究業	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	
保健衛生業	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	14	
接客娯楽業	13	24	3	2	0	2	10	16	0	12	1	0	3	13	3	0	102	
清掃・と畜業	17	17	3	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	6	1	0	48	
官公署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の事業	26	31	7	0	2	3	4	3	0	2	0	0	11	24	5	0	118	

「新型コロナウイルス感染症の影響による 特別労働相談窓口」のお知らせ

東京労働局では、「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しましたので、以下の相談窓口をご利用ください。

1 開設期間・対応時間

令和2年2月14日（金）から当面の間 9時00分～17時00分

※開設日は土・日・祝日を除く平日となります。

2 相談内容

▶ 労務関係、労働条件関係等

(事業主の方へ)

- ・ 労務管理（賃金の支払い、解雇、休業手当等）に関する相談 等

(労働者の方へ)

- ・ 賃金等労働条件に関する相談
- ・ 退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等

【相談窓口の住所・連絡先】

東京労働局 総合労働相談コーナー
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階
電話番号：03（3512）1608

▶ 助成金関係等

- ・ 事業所の助成金（休業）に関する相談 等

【相談窓口の住所・連絡先】

東京労働局ハローワーク助成金事務センター
東京都新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎1階
電話番号：03（5337）7418

3 労働相談以外の相談について

○厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省に電話相談窓口を設置しています。

電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間：9時～21時（土日・祝日も実施）

○帰国者・接触者相談センター

湖北省及び浙江省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

厚生労働省HPには、保健所の連絡先や管轄地域を掲載しておりますのでご参考願います。

最近の雇用失業情勢

○令和2年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.4%であり、前月より0.2ポイント上昇。※約27年ぶりの低い水準。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より12万人増加し、164万人。（原数値は159万人で、前年同月差7万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より25万人減少し、6,740万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より10万人減少し、6,028万人。

☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療、福祉」「卸売業、小売業」「情報通信業」などが増加している。

☆令和2年1月の有効求人倍率（季節調整値）は1.49倍であり、前月より0.08ポイント低下。

☆令和2年1月の新規求人倍率（季節調整値）は2.04倍であり、前月より0.40ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和2年2月）「景気は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がある。（※景気の総括判断は変更。）

「雇用情勢の先行きについては、改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
30年度	2.42	3.43	14.20	1.62	2.13	7.87	9,760	12,973
2年1月	2.04	2.77	11.79	1.49	1.96	8.47	6,124	8,287

（注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和2年1月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は338,859人（前年同月比5.9%減）で、20か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は107,980人（前年同月比18.4%減）で、2か月ぶりに前年同月を下回った。

一方、有効求職者数は161,576人（前年同月比1.7%増）で、4か月ぶりに前年同月を上回った。また、新規求職者数は38,389人（前年同月比0.9%増）で、2か月連続で前年同月を上回った。

就職件数は6,124件で、前年同月より26.0%減となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は3,344件（前年同月比27.4%減）、パートは2,780件（前年同月比24.3%減）となった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（㈱東京商工リサーチ調べ）によれば、都内の倒産件数は116件（前年同月比0.9%減）であり、業種別件数では、卸売業（31件）、サービス業（21件）、小売業（14件）、宿泊業、飲食サービス業（14件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ 雇用保険被保険者

令和2年4月1日からすべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります。

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1からは、高年齢労働者についても他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

雇用保険

審査処理の迅速化にご協力ください。

4月・GW明け

- 例年4月から大型連休明けの期間は、年度末退社の方の離職票や新入社員の取得等、雇用保険の各種届出がピークを迎える時期です。
- つきましては、審査処理の迅速化を図るため、以下についてご協力ください。



喪失届、離職票の提出期限の遵守

喪失届・・・離職日の翌々日から10日以内

雇用保険は離職した事業所の喪失届が提出されないと、その人が新しく入社された事業所の取得届は入力できないシステム（未手続の状態）となっております。

例年、この未手続の喪失届の影響で、処理のできない取得届が大量に発生しております。

また、離職者が速やかに給付を行えることを優先していることから、喪失届及び離職票の提出を速やかに行っていただきますようお願いします。

なお、4月1日入社の取得届は5月に入ってからの届出でも間に合います。



取得届・喪失届の完全記入

マイナンバーの記載のない取得届・喪失届は、届出書類等の記載に不備があるものとして返戻しております。

被保険者番号についても同様の考えに基づき、前職がある方の取得届（いわゆる再取得）につきましては、新しく入社された本人に必ずマイナンバー及び被保険者番号を確認し記入を行ってください。

記入

様式第1号 雇用保険被保険者資格取得届

機業種別 14101 個人番号 123456789101

1. 被保険者番号 49000-102030-4 2. 取得届 2

3. 被保険者氏名 アリガテ(カタカナ)



ハローワークインターネットサービスから申請用紙のダウンロード

取得届等の申請用紙は、ハローワークインターネットサービスからダウンロードが可能です。

2020年 新年賀詞交歓会のご報告

1月24日（金）午後5時30分からオークラ東京プレステージタワー7階「メイプル」において、恒例の新年賀詞交歓会が約160名の出席により開催されました。

ご来賓として、東京労働局から土田浩史東京労働局長様、港区から小柳津明副区長様、三田労働基準監督署から古賀睦之署長様、田村滋康副署長様、藤村以津子副署長様ほか幹部職員の皆様、品川公共職業安定所から裕本順一所長様、前田修管理部長様、井脇孝司職業相談部長様、田中憲二雇用開発部長様にご出席いただきました。

開会は、山内会長による、公益事業を行う一般社団法人として会員各位のニーズに合った積極的な事業展開に努めてまいりたいとの挨拶で始まりました。次いで、ご来賓の土田東京労働局長様からは豊かで活力のある社会にふさわしい公正な働き方の確保に触れたご祝辞を、小柳津副区長様からは区民と働く人が安全・安心で優しく快適な港区を推進したいのご祝辞を、また、古賀署長様、裕本所長様のご祝辞では各行政の現況などについてもご説明いただきました。

柴本副会長の乾杯ご発声ののち、会員同士や行政の皆様との名刺交換や歓談が行われ、谷副会長の中締めで盛会のうちにお開きとなりました。

ご多忙の中、ご出席いただきました大勢の会員様に御礼申し上げます。



山内会長挨拶



土田東京労働局長様



小柳津副区長様



古賀署長様



松本所長様



ご出席の皆様

写真撮影は東京シップサービス㈱の鈴木様にご協力いただきました。

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

◎ 有料 新入社員等安全衛生教育講習会

4月22日(水) 13時30分から16時30分まで

【会場】女性就業支援センター (JR田町駅西口から徒歩3分)

三田労働基準監督署の後援を得て、新入社員等安全衛生教育講習会を開催します。

はじめて職場に入る新入者に、安全と健康を守るために心がけてもらわなければならない「安全衛生の基本」を学んでいただく講習会です。労働安全衛生法第59条に基づく「雇入れ時の安全衛生教育」の一環としてご利用ください。

◎ 無料 令和2年度「東京労働局(監督署・ハローワーク・需給調整事業部)行政運営方針」の説明会

4月24日(金) 14時00分から16時00分まで

【会場】女性就業支援センター (JR田町駅西口から徒歩3分)

三田労働基準監督署、ハローワーク品川、東京労働局需給調整事業部が取り組む業務推進ポイントなどの労働行政の内容を港区内の関係者の皆様に、ご理解いただくための機会と位置付けて、できるだけ分かりやすい説明会となるよう企画いたしました。

◎ 有料 企業トップに求められるパワハラ防止対策

6月3日(水) 14時00分から16時00分まで

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

パワハラ防止対策が事業主に義務付けられます。従業員への周知・啓発を行うとともに、役員自らもパワハラに対する関心を深め、言動に注意を払うことが求められます。

訴訟では、会社のみならず役員個人が訴えられることもあります。訴訟において問われる責任、請求される損害賠償について、弁護士が裁判例等をもとに解説いたします。役員の方々にも参考にしていただきたい講習会です。

◎ 有料 監督署の労災認定における判断基準と調査

6月26日(金) 14時00分から16時30分まで

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

長時間労働による「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(脳・心臓疾患)」やストレス等による「精神障害」の認定基準は公開されています。しかし、具体的に労働基準監督署が会社にどのような資料を求め、それらをもとにどう判断するのかはわかりづらいところです。

労災業務に長年携わり、労災認定に精通した講師が、わかりやすく解説します。

2020年度定期総会開催のご案内

2020年度（第72回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日 時：2020年5月26日(火) 午後4時～5時

会 場：東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

総会：2階 プロビデンスホール 懇親会：2階 プロビデンスホール

総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして、恒例の懇親会（会費10,000円）を開催いたしますので、併せてご参加下さいますようお願いいたします。

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合へ委託されている皆様方からお預かりした、平成30年度確定、平成31年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いたします。

事業場名	所在地	業種
ハンガーズ(株)	東京都品川区西五反田3-12-14	内装仕上工事業

講習会報告

2月4日（火）午後から、女性就業支援センターホールで三田労働基準監督署に協力して「衛生管理者等支援講習会」の講演を行いました。

安全衛生課の橋本安全専門官の説明の後、東京都衛生管理者協議会幹事の小沼博子講師から1時間にわたり「衛生管理者の職務と具体的な活動の実践手法について」と題した講演をいただきました。小沼講師からは、企業の衛生管理体制やその中で衛生管理者のかかわる部分などについて、参加された皆様にわかりやすくご講演頂きました。会場では、熱心にメモを取る参加者が多数いらっしゃいました。



会場内の様子

定期健康診断のご案内

(一社)三田労働基準協会 TEL 03-3451-0901

平成30年の定期健康診断結果では、何らかの所見がある労働者は55.5%（厚労省調）にのぼっています。

当協会では、労働安全衛生法で実施が業務付けられている、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいませようご案内申し上げます。

記

1. 健診日時 2020年6月8日（月）午前9時～11時30分まで（受付終了11時まで）
2. 健診会場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5）1階研修センター
3. 申込方法 5月22日までに、本ページをコピーしてお申込みください。
4. 検査結果 健診後約3週間で、健康診断結果書類を、事業場宛てに郵送致します。
返送料として30人未満の場合のみ800円をご負担願います。
5. 健診実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 〒142-0064 大田区大森北1-18-18-3 F
TEL 03-5767-1713 FAX 03-3765-1662 渉外部 野澤

健康診断申込書(送付先:三田労働基準協会) FAX 03-3451-7692

事業所名			
所在地	〒		
担当者名	電話番号		
	FAX番号		
受診人数	A(1)基本定健(法定全項目) 8,500円		
	男	名	
	女	名	
	計	名	

◎20人以上の場合は、ご希望により巡回健診を実施することも可能です。ご相談下さい。

◎特殊健診をご希望の事業場は、以下にご記入下さい。一般健診と同時に実施します。

有害物質・有害要因	料 金	受診人数
有機溶剤(種類により料金が異なります)	2,500～7,000円	名
鉛およびその化合物	7,150円	名
じん肺	3,900円	名
電離放射線	3,500円	名
特定化学物質(種類により料金が異なります)	2,200～8,400円	名
紫外線・赤外線	2,200円	名
VDT作業	5,500円	名
レーザー光線	4,500円	名
大腸がん検査	1,000円	名
前立腺検査(男性のみ)	2,800円	名

2020年度講習会等予定表

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等でお知らせします。

講習等の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
労務管理講習 <small>労務・安全衛生についてタイムリーなテーマで企画します。日程内容は順次ご案内します。</small>			3・26	10	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
行政関係	行政運営方針説明会	24											
	労働条件説明会		14				15	18			3		
	労災保険実務講習												
	雇用均等行政講習会			23									
	労務管理セミナー(法改正)						22						
安全・衛生	新入社員等安全衛生教育	22											
	安全週間説明会			11									
	労働衛生週間説明会					10							
	港地区健康と安全推進大会						27						
	高齢労働者健康対策(健康づくり研究会)									27			
	衛生管理者等支援講習会										9		
MS・RA講習会(※)								25					
資格関係等	危険予知訓練実務講習会	未定											
	新入社員等安全衛生教育担当者研修	未定											
	フォークリフト運転技能講習			18・21・27・28□									
	玉掛け技能講習				8・9□								
	粉じん作業者特別教育	未定											
	高圧電気取扱者特別教育	今年度なし											
	低圧電気取扱者特別教育	未定											
	研削と石特別教育				15□								
	プレス作業者特別教育	未定											
	クレーン運転(5t未満)特別教育	中止											
	足場の組み立て等特別教育	未定											
	フルハーネス使用作業特別教育												
	★安全管理者選任時研修		27・28		2・3			27・28□			21・22		
	第二種衛生管理者能力向上教育				17								
	★安全衛生推進者養成講習			26・27△									
	★安全衛生推進者初任時教育			5				2					
	★衛生推進者養成講習			11□			18						12
★リスクアセスメント担当者研修					26								
衛生管理者受験準備講習		14~16		9~11		25~27△		12~14			18~20		

日 程：月欄の数字＝開催予定です。◎＝日程調整中です。
 会 場：無印は港区内です。△＝品川区内、□＝大田区内となります。

- 労務管理講習は三田・品川・大田・渋谷・新宿・池袋・向島との共催、資格関係講習は三田・品川・大田・渋谷の共催です。
- ※＝安全衛生マネジメントシステム・リスクアセスメントの略です。
- 三田労働基準協会は、受講料が必要な講習会等については、原則として会員割引等優遇措置があります。
- 三田労働基準協会は、このほか(公社)東京労働基準協会連合会の講習が割引になります。東基連若しくは協会HPをご覧ください。
- ★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協力会の教育研修などにご利用ください。詳しくは協会事務局(03-3451-0901)へご相談下さい。

みなとみた 令和2年3月号 令和2年3月15日発行(年6回発行)第24巻第2号通巻第138号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル
 TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル
 TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710